

市・県民税の申告相談日程

市役所本庁舎／2月26日(木)～3月16日(月)
八幡・松山・平田総合支所／本紙折り込みチラシをご覧ください

- ◆申告相談受け付けは平日(月曜～金曜日)のみです。
- ◆3月8日(日)は午前9時～午後3時に市役所本庁舎で申告を受け付けています。
- ◆市役所本庁舎・各総合支所での申告相談は、地区別に指定日を設けています。市役所から市・県民税の申告書が送付された方については、指定日に申告会場へおいでください。
- ◆詳しい日程は、市ホームページをご覧ください。

市・県民税の申告に必要なもの

- ①印鑑(認め印可)
 - ②所得計算の資料となるもの
給与や年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、帳簿、収支内訳書、領収書・請求書など
 - ③所得控除計算の資料となるもの
医療費、社会保険料(国民年金など)、生命保険料(個人年金保険料・介護医療保険料も含む)、地震保険料、小規模企業共済などの掛け金の支払証明書や領収書、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳など
- ◆②と③については、平成26年中に受け取りや支払いのあったものが対象となります。証明書などが無いと、控除を受けられない場合がありますので、忘れずに持参してください。

混雑緩和のため、ご協力をお願いします

毎年、市役所本庁舎の申告会場は、特に午前中を中心に大変混雑します。申告を円滑に進めるため、次のことにご協力ください。

【収支内訳書の記入】営業・農業・不動産所得のある方は、申告の際に収支内訳書の提出が必要です。帳簿などを整理して収支内訳書に記入の上、おいでください。

【医療費の支払額の集計】医療費控除を受けようとする方は、支払った医療費の合計額が必要です。領収書などを整理し、合計額の集計・検算の上、申告会場へおいでください。

市役所の駐車場について

現在、市庁舎改築工事に伴い、市役所正面駐車場が全面使用できません。次の駐車場を利用してください。

- ①庁舎東側駐車場 ②希望ホール立体駐車場 ③酒田駐車ビル ④酒田市中央地下駐車場 ⑤中町第二パーキング日和
- 上記③～⑤の駐車場を利用した場合は申告受付の際に利用時間に応じた無料利用券をお渡しします。

郵送により申告を行う場合

- ①所得・所得控除計算の資料となるものを用意
 - ②申告書・収支内訳書に必要な事項(氏名、住所、電話番号、所得・控除内容など)を記入し押印
 - ③①と②を封筒に入れて〒998-8540(住所不要)酒田市税務課市民税係まで郵送
- ◆郵送による申告は、3月16日(月)(消印有効)までです。内容について電話で確認する場合がありますので、電話番号を必ず記入してください。

公的年金が400万円以下の方の申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得(営業所得・農業所得・不動産所得等)の金額が20万円以下である場合には確定申告が不要になりました。ただし社会保険料などの各種所得控除を申告すると、市・県民税が減額になる場合があります。各種所得控除を追加する場合は市・県民税の申告をしてください。公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある場合にも市・県民税の申告が必要です。

なお所得税の還付を受ける場合は、税務署へ確定申告書の提出が必要です。

市・県民税の税制改正について

住宅借入金等特別控除の適用期間が平成29年12月31日まで延長されます。詳しくは本紙1月16日号または市ホームページをご覧ください。

酒田税務署からのお知らせ

平成26年分の確定申告書の提出期限および確定申告に係る納期限は次の通りです。

所得税および贈与税／3月16日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税／3月31日(火)

口座振替利用の方の振替納付日は次の通りです。

所得税／4月20日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税／4月23日(木)

◆口座残高の確認をお願いします。また新たに口座振替を希望される方は、酒田税務署へ問い合わせてください。

確定申告は便利なe-Taxで

e-Taxとは国税電子申告・納税システムのことです。e-Taxを利用すると、自宅や会社などから、インターネットで申告・納税ができます。なお利用に当たっては、住民基本台帳カード(電子証明付き)およびICカードリーダライタが必要です。住民基本台帳カードに関しては、市民課住民係 ☎26-5723へ問い合わせてください。

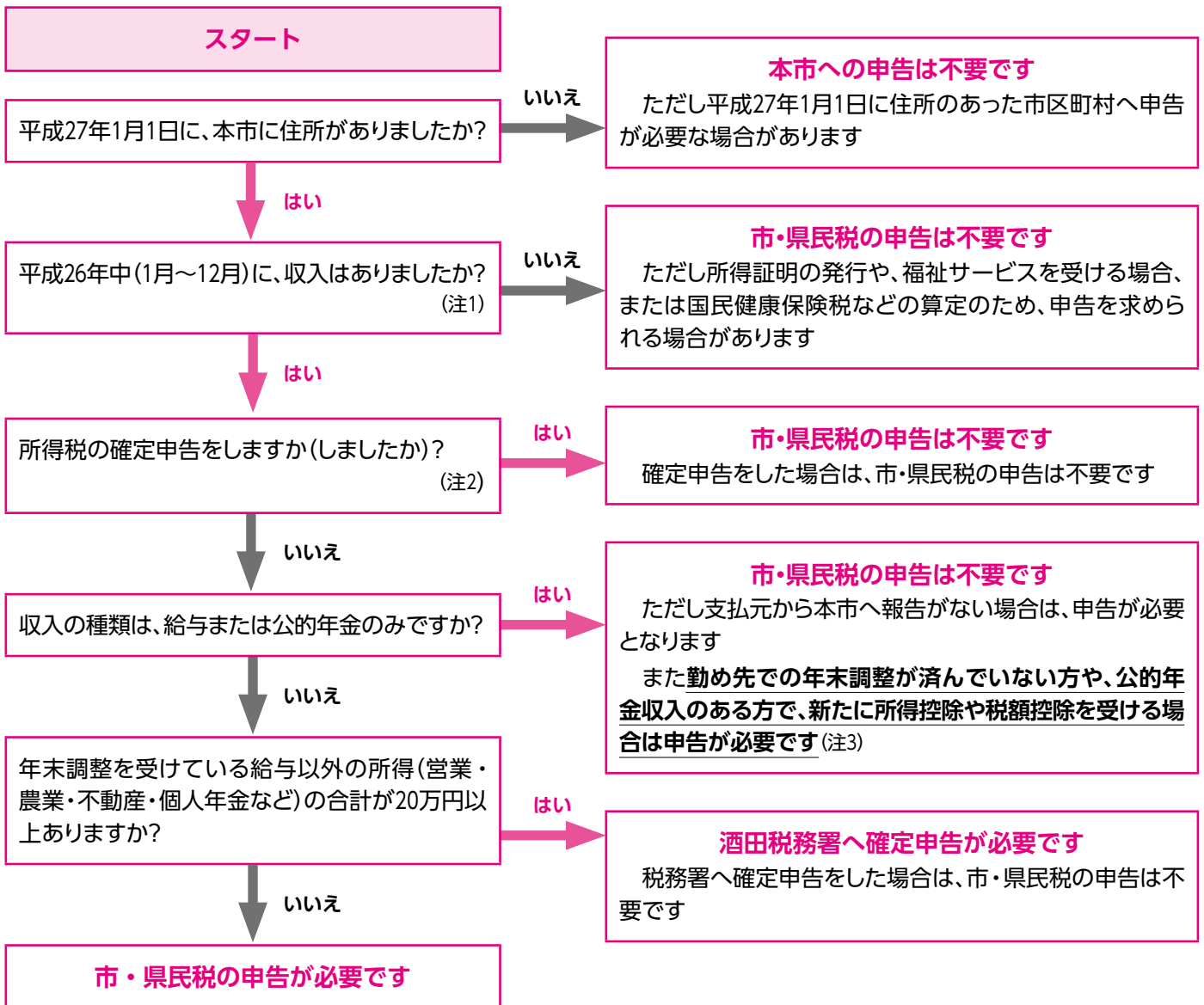
◆詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

市・県民税の申告相談が始まります

●お問い合わせ／市税務課市民税係 ☎26-5712・5713・5714、酒田税務署 ☎33-1450

申告が必要な方

矢印に従って進むと申告が必要かどうか、必要な場合は市役所と税務署のどちらへ申告するのが分かります。



(注1) 雇用保険、労災保険、障害年金および遺族年金は課税対象の収入となりません。

(注2) 次の方は確定申告をする必要があります。詳しくは酒田税務署へお問い合わせください。

- 所得金額が所得控除額を超え、所得税を納税しなければならない方
- 青色申告者 ● 土地や建物を売った方 ● 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方

(注3) 給与を2か所以上からもらっている人で、年末調整を受けていない給与収入が20万円を超える人は確定申告が必要です。